

生産緑地の主たる従事者の変更届出書

生産緑地法第10条に規定する農林漁業の主たる従事者（以下「主たる従事者」という）が、生産緑地買取申出書の理由により農林漁業に従事することが不可能となりましたので、下記のとおり主たる従事者の変更を届け出ます。

記

主たる従事者を変更する生産緑地

所在及び地番	地目	面積	
		指定面積	変更する面積
		m ²	m ²
		m ²	m ²
		m ²	m ²

年 月 日

変更前の主たる従事者

住所 _____

氏名 _____

変更後の主たる従事者

変更前の主たる従事者との関係 《 _____ 》（続柄等）

住所 _____

氏名 _____ 《自署》

※変更後の主たる従事者となる方は、住民票の写し（交付後3ヶ月以内、個人番号の記載のないもの）を添付してください。